

2011年4月2日

大阪府教育委員会が示した「部分開示決定の変更決定について（通知）」
その内容に関する、補佐人の見解

本件補佐人 山口 正

- 1 昨年実施された「平成23年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」を受験した本件異議申立人は、大阪府教育委員会（以下、府教委と略記）が行った本件個人情報部分開示決定処分（今年1月12日付）の取り消しを求めて、3月7日に異議申立を行った。
- 2 この異議申立に対して、府教委は3月30日付で申立人に「部分開示決定の変更決定について（通知）」を送付した（受理は4月1日）。その通知の全文は以下のとおりである。

教委職人第3609号
平成23年3月30日

様

大阪府教育委員会〔公印〕

部分開示決定の変更決定について（通知）

平成23年1月12日付教委職人第2986号で通知した個人情報の部分開示決定について、下記のとおり変更し、同決定において開示しないことと決定した部分について開示することとしたので通知します。

記

1 変更する内容

「開示しないことと決定した部分（1次選考テストの小論文の得点及び面接の得点）」を開示する。

2 変更する理由

1次選考テストの小論文の得点及び面接の得点について、先の部分開示決定以降における大阪府教育委員会の対応及び他府県教育委員会の状況、さらに大阪府教育委員会として採用選考の透明性の一層の確保に引き続き取り組んだ結果、選考事務の工夫改善を実施することとしたため、本件請求にかかる個人情報については、開示によって今後の選考事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすとははいえないと判断するに至った。

この結果、本件非開示部分を開示することが大阪府個人情報保護条例第14条3号に該当しなくなった。

- 3 「変更する理由」内容は、府教委自身が異議申立内容（非開示処分の不当性と他県市の動向）を全面的に認めたことを示すものである。採用選考情報の開示を求めた事例で、異議申立書提出後すぐに、教育委員会が不開示処分を全面的に取り消した事例はきわめて稀である。その対応を尊重したい。
- 4 しかし、これまでの対応に問題があったことは事実である。通知では上記の理由で「支障を及ぼすとまではいえないと判断するに至った」とあるが、府教委はなぜもっと早く開示を判断できなかったのか。この点の総括が通知にないのは残念である。他府県の採用選考結果情報の開示状況は今年になって激変したわけではなく、この数年の動向である。また、大阪市教委の対応は非開示処分を全面的に否認した市個人情報保護審議会答申を尊重したものであり、その答申はすでに昨年11月に出されている。そうした状況を府教委は知りながら、今年1月12日に申立人に本件処分（部分開示）を出しているのである。
- 5 また通知では、「大阪府教育委員会として採用選考の透明性の一層の確保に引き続き取り組んだ結果」とあるが、本件処分を行ったあと、府教委はどのような取り組みを具体的にされたのか、それが明示されていない。申立人に説明すべきである。
- 6 本件請求は大阪府の第1次選考テストに関する情報に関するものである。「採用選考の透明性の一層の確保」を実現するためには、希望する受験者本人に第1次・第2次選考に関する詳細な選考結果情報を開示できる制度が欠かせない。その早期実現に向けた「創意工夫」を、府教委に期待したい。

以上